

農業用施設用地（200㎡未満）の届出に関する必要書類

番号	必要書類名	必要部数	取得先等	備 考	チェック欄
1	届出書	1部	農業委員会		
2	申請土地の登記簿謄本	1部	法務局	謄本に表示された住所と現住所が異なる場合は、つながりが分かる書類を添付（住民票抄本又は戸籍附票抄本）	
3	法人の履歴事項全部証明書	1部	法務局	申請人が法人の場合	
4	法人の定款	1部	申請人	申請人が法人の場合（コピーに法人の原本証明が必要）	
5	位置図	1部	申請人	住宅地図等の写し	
6	字図	1部	法務局		
7	現況平面図	1部	申請人		
8	土地利用計画図	1部	申請人	建物、駐車場、資材置場等の配置を記載。 生活排水、雨水排水等の経路を図示。	
9	造成計画縦横断面図	1部	申請人		
10	建物平面図・立面図	1部	申請人	建物の建築をとまなう場合	
11	資金計画書	1部	農業委員会		
12	見積書	1部	申請人		
13	土地改良区の意見書	1部	土地改良区	申請土地が土地改良区の地域内の場合	
14	水利関係承諾書	1部	農業委員会		
15	雨水・排水に関する誓約書	1部	農業委員会		
16	事業計画書	1部	農業委員会		
17	農地転用許可申請に関する調書	1部	農業委員会		
18	道路・水路等占用等許可書等	1部	道路・水路等 管理者	道路・水路等の占用、用途廃止、払下げ等が必要な場合 （占用等許可書または、受付印のある申請書の写し等）	
19	その他書類	1部		上記以外にも、転用の内容によっては必要な書類があります。	
※	埋蔵文化財予備調査申請書 （朝倉市教育委員会 文化課）	農地転用または、盛土をとまなう農地改良事業については、埋蔵文化財等の調査が必要となりますので、必ず申請を行ってください。 お問い合わせ先 文化課 文化財係 0946-22-0001（ピーポート甘木 内）			

※書類作成の詳細については、農業委員会事務局へお問い合わせください。

※申請の際には担当地区の農業委員に必ず連絡（説明）をしてください。（担当委員 連絡先 ）

お問い合わせ先：朝倉市農業委員会事務局 電話番号 (代表) 0946-22-1111 住所 〒838-1398 朝倉市宮野2046番地1
(直通) 0946-52-1896 (朝倉市役所 朝倉支所 1階)